

## 臨床倫理委員会申請等に関する手順書

(目的)

第1条 本手順書は、臨床倫理委員会（以下「委員会」）規程（以下「規程」）に基づき、委員会へ審議を申請する場合の諸手続きの方法について定める。

(委員会の所掌事項) ※規程第6条に同じ。

第2条 当院の医療現場において迅速に倫理上の判断を仰ぐ必要のあること。

2. 当院において標準的な治療として確立していない医療行為に関すること。
3. その他、臨床倫理の観点から審議が必要なこと。

(審議の申請)

第3条 申請者は第2条各項に関わる事象が発生した場合には、委員長に審議の申請を行う。緊急を要する事案については電話・電子メールなどの通信手段を用いることができる。なお、申請者は臨床倫理審議申請書（様式1）を提出する。（事後提出可）

(委員会の開催)

第4条 委員長は、委員会審議の必要性ありと判断した場合は、速やかに委員会を開催する。（会議及び議決の成立要件は規程第7条のとおり。）

2. 委員長（事務部門）は審議の内容及び結果については、臨床倫理委員会議事録（様式2）に記録し、資料を保管する。

(審議結果の報告・通知)

第5条 委員長は、前条による審議結果を速やかに病院長に報告する。

2. 申請者には先ずは口頭で審議結果を連絡し、その後速やかに申請者宛てに臨床倫理審議結果通知書（様式3）を発行する。
3. 委員長は、委員会の審議内容・結果について次の倫理委員会へ報告を行う。

附則

1. この手順書は2023年7月1日から施行する。